

中土佐町告示第 109 号

別紙の者に対して、地方税法第 331 条の規定に基づく通知を交付しようとしたが、住所および居所が判明しないため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、当該書類は税務課において保管し、申し出があればいつでも交付する。

令和 8 年 10 月 16 日

中土佐町長 池田 洋光



氏 名	書類の名称
黒川 洋亘	R7、R8 年度 固定資産税第 3 期督促状
奥田 和幸	R8 年度 固定資産税第 3 期督促状